

町内会と行政を結ぶ新町内会長決定

令和8年 町内会長

町内会	氏名	
鶴沼	1	岡田辰夫
	2	小林和美
	3	土肥雅彦
浦臼	1	石橋裕太
	2	明日見将幸
	3	横井由博
	3-2	坂本篤史
	4	連合町内会長 岸田官士
	5	尾花幸廣
	6	笹島博貴
	7	奥塚茂樹
	8	向井一成
晚生内	1	高田輝雄
	3	古橋優一

令和8年町内会長の辞令交付式が、1月7日行政センターで行われました。

新しい町内会長には、各町内会の諸行事の計画・実行のまとめ役として、また、行政と町内会との連絡調整役として1年間、様々な役割を担っていただきます。

新しい町内会長は左記のとおりです。



民生委員児童委員のご紹介

民生委員児童委員が昨年12月1日に一斉改選されました。厚生労働大臣、北海道知事及び浦臼町より10名の方が委嘱され、うち4名が新たに民生委員児童委員として活躍することになりました。

民生委員児童委員は、地域の皆さん的心配事やいじめ、虐待などの相談に応じ、行政機関等との連絡調整を行っています。

民生委員児童委員（◎は主任児童委員）

住所	氏名	担当地区	新・再
鶴沼第1	尾崎一美	鶴沼第1・3	新
鶴沼第2	米田弘教	鶴沼第2	再
浦臼第1	今中愛	浦臼第1・2	新
浦臼第3	初山勇三	浦臼第3・3の2	再
浦臼第4	高橋奈津未	浦臼第4・5・6	再
浦臼第7	小松昭祥	浦臼第7・8	新
晚生内第1	所有香	晚生内第1	再
晚生内第3	鈴木親則	晚生内第3	再
晚生内第1	◎能登昇一	浦臼全域	再
鶴沼第2	◎笠野直美	浦臼全域	新



能登委員は所用のため欠席しております。



今回の一斉改選において4名の委員が退任されました。在任中福祉行政のためにご尽力いただき、ありがとうございました。なお、片山前委員は所用のため欠席しております。

今回 退任された方

住所	氏名	期間	年数
浦臼第2	上嶋正美	平成25年12月～令和7年11月	12
鶴沼第3	村上秀男	平成28年12月～令和7年11月	9
浦臼第8	片山順子	令和元年12月～令和7年11月	6
浦臼第2	畠山歩	令和4年12月～令和7年11月	3

後期高齢者医療制度のお知らせ ~高額介護合算療養費について~

◆高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

○医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。

○新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆令和6年度分計算期間

令和6年8月1日～令和7年7月31日

◆基準額表

負担割合	区分	基準額（世帯の限度額）
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円
		【課税所得380万円以上】141万円
		【課税所得145万円以上】67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）31万円 区分Ⅰ（※2）19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合

住所：〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話：011-290-5601

住民課住民係

電話：0125-68-2112

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧状況について、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

対象期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日

国又は地方公共団体の機関からの請求による閲覧（住民基本台帳法第11条）については今回該当ありませんでした。

個人または法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2）

閲覧年月日	閲覧申請者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	閲覧件数
令和7年6月5日	株式会社ドーコン (委託者：北海道開発局札幌開発建設部)	袋地沼地区自然再生に関するアンケート調査のため	20歳以上の男女 23名	23件

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

高等学校通学等支援助成事業 卒業・在学証明書の提出について

現在、高等学校通学等支援助成金の交付を受けている方へ、令和7年10月から令和8年3月分の助成金を交付いたしますので、下記の提出書類を3月9日（月）までに教育委員会学務係へ提出してください。

学年	提出書類
高校3年生の方	卒業証書の写し、または卒業証明書 ※卒業証書を持ってきていただければこちらでコピーします。
高校1・2年生の方	在学証明書 ※3月に入ってから取得してください。3月より前の証明日は無効です。

- 前回の申請時から通学の方法や下宿代が変更となった場合は、そのことがわかるものも合わせて持参してください。
- 3月9日（月）までの提出分は3月中に振り込みを予定しております。
- 9月に未申請の方は申請手続きが必要ですので、教育委員会までご連絡ください。
- 通信制高校に通学されている方は、所定の様式がありますので、教育委員会までご連絡ください。

お問い合わせ 教育委員会学務係 電話：0125-68-2166

狂犬病予防注射について

毎年、町内で実施している狂犬病予防集合注射につきまして、令和8年からは実施しないことになりました。

予防注射は狂犬病予防法で「犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。」と義務付けられていますので、今後は近隣の動物病院等で予防注射を接種されますようお願ひいたします。

接種後は役場で注射済票を発行しますので住民課生活係までお越し下さい。

また、飼い犬が未登録である場合や転居等で異動手続きをされていない場合につきましても手続きが必要ですので住民課生活係までお越し下さい。

犬登録手数料 3,000円（初回のみ負担）

狂犬病予防注射済票交付手数料 550円（毎年負担）

お問い合わせ 住民課生活係 電話：0125-68-2112

行政相談会の開催

日頃における行政サービスなどに関するご意見・ご要望・お困りごとについて、行政相談委員が役場と地域の皆さんとのパイプ役としてご相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は厳守されますのでお気軽にご利用ください。

- 日 時 2月18日（水）13時00分～15時00分
- 場 所 多世代交流施設えみる 会議室
- 相 談 員 行政相談委員 篠木 政廣氏
- お申し込み 予約不要（当日、会場へ直接お越しください。）